

令和7年度第3回 三条市都市計画審議会議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年2月19日(木) 午前10時00分から10時30分まで
三条市役所 三条庁舎3階 第一会議室

2 審議会委員の現在数 17名

3 出席委員 13名

1号委員 松川 寿也

杉井 旬

高橋 清

遠藤 強

中条 秀一

2号委員 浅間 正直

内山 敏雄

早川 直樹

3号委員 安井 和也

4号委員 阿部 銀次郎

小林 誠

岡田 竜一

岡本 康佑

4 欠席委員 4名

河原井 拓也

栗原 一郎

曾根 忠幸

米山 哲郎

5 審議会の事務及び説明のための出席者

三条市建設部	部	長	三卷 正志
三条市建設部建設課	課	長	笹倉 健児
	課 長 補	佐	大坂 市郎
三条市建設部建設課計画整備係	係	長	滝口 靖浩
	主	査	藤田 裕子
	主	任	森 宇史
	主	事	吉原 祥子
	技	師	谷口 北斗

- 6 報道機関傍聴
株式会社 三條新聞社

- 7 一般傍聴 なし

- 8 会議に付した議題等
議第1号 三条市都市計画マスタープラン改定（案）について

報告第1号 三条市立地適正化計画改定（案）について

部長	<p>それでは、皆さんおそろいですので、これより令和7年度第3回三条市都市計画審議会を開催させていただきます。私は、建設部長の三巻と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日お願いいたします案件につきましては、2件でございます。1件目は「三条市都市計画マスタープラン改定(案)について」の御審議と、2件目は「三条市立地適正化計画改定(案)について」の御報告をさせていただきますものでございます。</p> <p>それでは、これより〇〇会長から進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、おはようございます。〇〇でございます。以降の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、初めに市長から御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>皆さま、おはようございます。本日は、御多用のところ、三条市都市計画審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より委員の皆さま方におかれましては、三条市のまちづくりのため、多大なる御尽力、御協力を賜っておりますこと、お礼申し上げます。ありがとうございます。昨年度より本会において様々な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。本日は、これまで長きにわたり御審議いただきました、三条市都市計画マスタープランの改定、そして、御報告させていただきます、三条市立地適正化計画の改定につきまして、委員の皆さまから御意見を頂く最後の機会となります。これより担当から説明申し上げますので、都市計画マスタープラン改定の最終案につきましては、御審議を賜り、御答申いただきますよう、お願い申し上げます。私からの挨拶といたします。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>お願いいたします。市長は公務のため退席をされます。</p>
市長	<p>では、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>会議に先立ちまして、本日の出欠を報告させていただきます。委員数17名のところ、出席13名、欠席4名であります。よって、三条市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、定足数に達しております。また、三条市都市計画審議会運営規程第4条によりまして、議事録署名委員1名を指名させていただきます。こ</p>

課長

ちらは〇〇委員にお願いしたいと思いますので、後日議事録に署名をよろしくお願いいたします。

続いて、会議に入ります前に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。本日の資料は、事務局より事前送付のありました次第及び資料1～5の6点となります。資料2につきましては、当日差し替え分が事務局よりお手元に配布されているかと思っておりますので、そちらを御確認ください。

それでは議事に入らせていただきたいと思います。議第1号「三条市都市計画マスタープラン改定（案）について」を上程いたします。今回は、最終案として本日答申を予定しておりますので、皆さま、よろしくお願いいたします。では、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局の三条市建設課長の笹倉でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議第1号「三条市都市計画マスタープラン改定（案）について」、御説明いたします。

まず前回の審議会後、委員の皆さまに「審議会でもいただいた御意見に対する事務局の回答」をお送りいたしました。事務局の回答に対する追加の御意見はございませんでしたので、それらも含めまして「三条市都市計画マスタープラン（案）」本文の修正はございませんでした。それを踏まえてパブリックコメントを行いましたので、御説明いたします。

資料1を御覧ください。「パブリックコメントの対応について」でございます。前回までの都市計画審議会において御議論いただき、改定案として出来上がった「三条市都市計画マスタープラン（案）」及び「三条市立地適正化計画（案）」の改定に伴うパブリックコメントを行ったものでございます。広報さんじょう12月1日号及びホームページにて周知を行いまして、昨年12月15日から今年の1月6日までの20日間で実施いたしました。閲覧場所は、建設課の他に市役所三条・栄・下田庁舎の各情報公開コーナー、公民館8か所と大崎会館、図書館本館の計14か所とし、併せてホームページにも掲載いたしました。今回はホームページ上でこの改定案の説明動画を公開し、市民への周知を図りました。パブリックコメントの結果につきましては、電子メールによる御意見が1件、提出者は1名でした。頂きました御意見は、「山間部から里山に降りてきているクマやイノシシによる人身被害から守るための指導と、動物の住み分け対策の推進要望」というものでした。「三条市都市計画マスタープラン（案）」では、全体構想の「第6章の2 自然環境及び農林環境等の保全方針」の中で鳥獣被害対策について言及しておりますが、具体策につきましては

	<p>「三条市鳥獣被害防止計画」に委ねるものとしているため、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の計画案の修正は行わないことといたしました。なお、提出いただいた御意見は、鳥獣被害対策の担当部局に共有し、別途回答しております。</p> <p>次に、「三条市都市計画マスタープラン（案）」の概要版について、御説明いたします。資料2を御覧ください。</p> <p>概要につきましては、計画本編と同様の構成となっております。「はじめに」「市の概況と都市づくりの主要課題」「全体構想」「地域別構想」「実現化の方策」でそれぞれまとめた全16ページの内容となっております。全体構想の計画方針や地域別の都市づくり方針について、計画本編から図表を抜粋し、視覚的に分かりやすい内容といたしました。成案に至りましたら、ホームページにて公表する予定でございます。</p> <p>続きまして、「三条市都市計画マスタープラン（案）」の本文について、御説明いたします。資料3を御覧ください。</p> <p>前回から内容の修正はございませんが、巻末に「用語」「資料編」を加えました。資料編では、都市計画審議会の議事の内容、また、市民参加として、パブリックコメントの結果、動画配信、市民アンケート調査結果を記載しました。この資料編までを含めて「三条市都市計画マスタープラン（案）」の完成となります。これらの内容は、製本とホームページでの公表を予定しております。</p> <p>議第1号「三条市都市計画マスタープラン改定（案）について」の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では、ただ今の事務局からの説明につきまして、パブリックコメントを踏まえて前回からの修正はないということでございます。御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。</p> <p>では、発言がございませんので、議第1号「三条市都市計画マスタープラン改定（案）について」は、これで終了したいと思います。御異議ございませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
会長	<p>ありがとうございます。では議第1号「三条市都市計画マスタープラン改定（案）」については、原案どおり決定することを適当と認め、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p>

<p>課長</p>	<p>はい、ありがとうございます。過半数の賛成を認めます。</p> <p>三条市都市計画審議条例第4条第3項の規定により、議題につきましては、原案のとおり決定することが適当と認め、答申することに決定いたします。</p> <p>それでは次に、報告第1号「三条市立地適正化計画改定（案）について」を上程いたします。こちらにつきましては、審議会に諮問される議案ではなく、審議会へ報告した上で、審議会としての御意見を頂きたいというものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。では、事務局から説明の方をよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、報告第1号「三条市立地適正化計画改定（案）について」、御報告いたします。昨年度から進めてまいりました立地適正化計画改定についての最終報告となります。</p> <p>まずは、「三条市立地適正化計画（案）」に対するパブリックコメントの結果につきまして、先ほどの議事でも御説明させていただきましたとおり、1件の御意見を頂きましたが、本計画案の内容には直接関連しないものでございました。また、前回の審議会後、事務局から送付した回答に対しまして、追加の御意見はございませんでした。以上より、資料5となります「三条市立地適正化計画（案）」の本文につきまして、前回からの修正事項はございません。</p> <p>次に、「三条市立地適正化計画（案）」の概要版について、御説明いたします。資料4を御覧ください。概要版につきましては、今回新たに作成したものととなります。1ページ目に目次がございますとおり、内容は計画本編と同様の構成となっております。改定内容につきましては前回の審議会でも御説明したとおりでございますが、「5. 防災指針」の新規策定と、それに伴う誘導区域の見直し、そして「7. 目標値の設定」では、中間評価による目標値の見直しと、防災指針の作成による新たな目標値の追加が主な変更点となっております。</p> <p>簡単ではございますが、「三条市立地適正化計画改定（案）」概要版の説明は以上となります。</p> <p>なお、本計画の改定は今年度中にホームページによる公表を予定しております。</p> <p>報告第1号「三条市立地適正化計画改定（案）について」の御報告は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまし</p>

て、こちらもパブリックコメントを踏まえて、前回からの修正はないということですが、御質問、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

はい、ありがとうございます。

では、発言がございませんでしたので、報告第1号「三条市立地適正化計画改定(案)について」は、これで終了したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

では、御異議ありませんので、報告第1号「三条市立地適正化計画改定(案)について」は、以上で終了とさせていただきます。

それでは、先ほど議第1号で決定しました答申案を配布いたしますので、しばらくお待ちください。

(答申案配布)

では、ただ今より市長へ今お配りしたものを答申いたしますが、答申案文につきまして、御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。では、御異議ありませんので、案文のとおり答申をいたします。では、市長に答申書を直接お渡ししたいと思います。市長が入室されるまで、しばらくお待ちください。

(会長から市長へ答申書を渡す)

市長

本日は、お願い申し上げました議題につきまして、慎重なる御審議の上、御答申を賜り、誠にありがとうございました。今後、新潟県知事への報告を経て、都市計画マスタープランについては、年度内に改定の告示を行いたいと考えております。本日は、誠にありがとうございました。

失礼します。

<p>会長</p>	<p>では、当審議会に諮問された「三条市都市計画マスタープラン改定について」、本日の審議会において慎重審議の結果、都市計画法第18条の2によって定められております市町村の都市計画に関する基本的な方針として適当と認め、答申をさせていただきました。ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。この際、御意見等ございましたら、何でも結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>今回は、マスタープランということで、委員会の委員の皆さまにたくさん集まって、御議論いただき、素晴らしいマスタープランを作成いただくことができました。三条市のマスタープランは、これでいったん策定ということになったと思ひますが、またこの後見直しは何年後かにございますので、その際に、また委員の皆さまから御意見を賜る機会を頂戴したいと思ひます。実は来年度から2年間かけまして、新潟県の方でも都市計画のマスタープランを策定することになっております。都市計画というのは、三条市だけで完結することではなくて、隣の燕、加茂など、そういった一帯の都市圏として、都市計画を行っていかねばいけません。ですので、マスタープランも当然、都市圏のマスタープランが必要になってまいりますので、ぜひ、そのマスタープランの動きにつきましても、御関心ありましたら、引き続き新潟県の都市計画の動きにつきましても、ぜひ御注目いただければと思ひております。ありがとうございました。</p> <p>では、特に御意見ございませんので、事務局から何かございましたら、お願ひします。</p>
<p>課長</p>	<p>今後の予定でございますが、3月に市議会の経済建設常任委員協議会において、本日御答申を頂きました「三条市都市計画マスタープラン」及び「三条市立地適正化計画」を報告予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、都市計画として御審議いただくものは一旦終結いたしましたので、今後審議会を開催する案件は今のところございません。皆さま、ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。では、これをもちまして本日の都市計画審議会の議事を終了いたしたいと思ひます。</p> <p>本日は、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。</p>